

組合 Q & A

特定の理事のリコール

組合員の二割以上の連署をもって、理事会への出席率の悪い理事に対する改選請求（リコール）が出た。名指しのリコールは可能か

リコールは基本的に理事全員又は監事全員に対して行うものです。特定の理事に対してする場合、法令、定款、規約違反の事実がなければなりません。

さて、理事会へ出席しないことは、法令、定款、規約違反に当たるとは、理事には法律の善管義務・忠実義務が課されていますから理事会に出席しないのは忠実義務違反で法令違反に当たると思われます。ただし、出席率が悪いことを派閥抗争の具として使うと、その本音はバレるでしょうから、客観的データとして、出席率の悪さを証明する必要があります。

特定の理事に対する改選請求が法廷で争われたケース（※）があるので紹介します。

漁業協同組合の例ですが、リコールに関する規定は同じなので参考になります。

この事例では、リコールの理由は、次の三点でした。①漁港利用調整事業に反対する対外的行動は、理事としての忠実義務違反である、②議事録署名拒否は定款違反である、③会計帳簿閲覧後の第三者への流布は「会計帳簿閲覧・謄写に関する規程」違反である。

この三点によりリコールされた理事が、理事としての地位の仮処分を求める訴えを千葉地方裁判所に起こしました。

裁判所は、次のように判示しました。

①**法律の忠実義務違反**…理事は、「鴨川の海を守る会代表」の名義で調整事業に対する反対行動をしたのであって、組合の理事として行動したのではない。理事の職務以外にまで忠実義務の対象を広げらば、理事の個人としての自由な言動を不当に侵害する恐れがある。だから組合の主張は採用できない。

②**定款違反**…議事録の署名拒否は議事録の記載が正確でないと判断した場合は、押印しなくてもよいので、この理由も採用できない。

③**規程違反**…特定の理事の改選は法令、定款、規約違反を制限列举している。法令は国等が定め、定款・規約は組合の総会で議決したものである。しかし、規程は理事会の議決を経たものに過ぎないので、規程違反では特定の理事を名指したリコールはできない。

この事案から思うに、特定の理事に対するリコールは、法令、定款、規約違反の事実が明白でなければならぬようです。特定の理事の改選請求は難しいものです。

※千葉地裁平成六年八月十六日判決 判例時報一五二七号 一四九頁

ポイント

★個人的な行動と組合の理事としての行動は別

★特定の理事に対するリコールは、規程違反では不十分

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】 脱退は、組合員の意思による自由脱退と、組合員資格の喪失等、組合員の意思に関係しない法定脱退に分けられる。

【第2問】 自由脱退は、一般に90日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。

【第3問】 自由脱退の予告をした組合員は、脱退の成立は事業年度末になるが、賦課金の支払義務は、脱退予告をした時点でなくなる。

【第4問】 法定脱退した組合員の脱退時点は、脱退事実の発生の事業年度末である。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】×（自由脱退は、90日前に予告（定款で1年まで延長可能）をして、年度末に脱退が成立する。したがって、基本的に年度末までは組合員として賦課金を支払う義務がある。【第4問】×（法定脱退は、その事実が発生した時点で脱退が成立し、組合員としての地位はなくなる。自由脱退のように年度末脱退ということはない。なお、持分の払戻については、持分が年度末の組合財産によって算定されるので、その後になる。）